

## 議案第 1 号

瑞穂市退職教員ボランティア制度設置要綱の制定について

瑞穂市退職教員ボランティア制度設置要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 1 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

### 提案理由

岐阜県公立小中学校を退職した教員の知識及び技能を活用する退職教員ボランティア制度を設けることにより瑞穂市立小中学校及び瑞穂市教育支援センターにおける教育活動を充実させることを目的に登録方法など要綱を制定するもの。

瑞穂市教育委員会告示第2号

瑞穂市退職教員ボランティア制度設置要綱を次のように定める。

令和4年1月24日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

## 瑞穂市退職教員ボランティア制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市立小中学校（以下「小中学校」という。）及び瑞穂市教育支援センターにおける教育活動を充実させることを目的として、岐阜県内の公立小中学校を退職した教員（以下「退職教員」という。）の知識及び技能を活用する退職教員ボランティア制度を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「退職教員ボランティア」とは、次に掲げる活動に無償で協力する退職教員であって、瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録された者をいう。

- (1) 学習支援に関すること。
- (2) 学校生活支援に関すること。
- (3) 学校行事等の支援に関すること。
- (4) 特別な支援を必要とする児童生徒への個別支援に関すること。
- (5) その他教育活動の支援に関すること。

(登録条件)

第3条 退職教員ボランティアに登録できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 岐阜県内の公立小中学校において、教員としての勤務実績があること。
- (2) 営利目的でなく、政治的中立性及び宗教的中立性を保ち活動ができること。
- (3) 法令を遵守し、かつ、教育委員会及び校長が定める学校経営方針に沿って活動できること。

(登録等)

第4条 退職教員ボランティアへの登録を希望する者は、瑞穂市退職教員ボランティア登録申請書（様式第1号）により教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請により退職教員ボランティアの登録をしたときは、登録内容を記載した一覧表を作成するとともに、保険の加入手続を行う。

(登録内容の変更)

第5条 前条第2項の規定により登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、瑞穂市退職教員ボランティア登録内容変更届（様式第2号）により速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第6条 登録者は、第4条第2項の登録を取り消すときは、瑞穂市退職教員ボランティア登録取消届（様式第3号）により教育委員会に届け出るものとする。

2 教育委員会は、登録者の活動内容、言動等が退職教員ボランティアとしてふさわしくないと判断した場合は、登録を取り消し、活動を中止させることができる。

(登録期間)

第7条 登録期間は、第4条第2項の登録をした日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、登録者からの申出がない限り、次年度も登録期間を延長し、その後も同様とする。

(登録情報の取扱い)

第8条 教育委員会は、第4条第2項の一覧表を小中学校の校長に提供するものとし、当該小中学校の校長及び教頭が取扱うものとする。

(守秘義務)

第9条 登録者は、活動上知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏えいし、又は開示してはならない。登録期間を終えた後又は登録を取り消された後も、同様とする。

(活動)

第10条 教育委員会又は小中学校の校長（以下「教育委員会等」という。）は、第4条第2項の一覧表により、活動内容や日程などの詳細について、登録者と調整する。

2 当該登録者は、活動を教育委員会等との間で活動内容について合意が得られた後に、開始することができる。

3 教育委員会等は、登録者が活動を開始する場合、瑞穂市退職教員ボランティア活動記録簿（様式第4号）に記載する。

4 小中学校の校長は、年度末において瑞穂市退職教員ボランティア活動報告書（様式第5号）により教育委員会に報告する。

（費用）

第11条 活動にかかる費用は、無償とする。ただし、教育委員会等が特に認める場合は、予算の範囲内で負担することができる。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか退職教員ボランティア制度の運用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

瑞穂市退職教員ボランティア登録申請書

瑞穂市教育委員会 様

次のとおり、退職教員ボランティアの登録を申請します。

フリガナ							申請年月日		
氏名							年 月 日		
生年月日	年 月 日								
教員免許状	校種等	小学校	中学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援			
	種別(教科等)								
住所	〒			電話					
				携帯電話					
				メール					
交通手段	電車・バス・普通自動車・自転車・その他（ ）								
最終勤務校	立 学校（ 年 月まで）								
<p>守秘義務について 退職教員ボランティア活動上知り得た個人情報等の秘密を、第三者に漏えいし、又は開示しないことを誓約します。</p>									

校種・分野 (複数可)	小学校 ・ 中学校 ・ 教育支援センター								
活動希望内容 (複数可)	<input type="checkbox"/> 学習支援 <input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 学校行事等支援 <input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する個別支援 <input type="checkbox"/> その他								
活動希望 時間帯 (希望する時間帯 に○、複数可)		月	火	水	木	金	土	日	活動希望日数 週・月・年 回程度
	午前								
	午後								
希望地域 (複数可)	校区								
その他 本人希望欄	上記以外に希望・要望があればご記入ください。								

様式第2号（第5条関係）

瑞穂市退職教員ボランティア登録内容変更届

瑞穂市教育委員会 様

次のとおり、退職教員ボランティアの登録内容の変更を届け出ます。

フリガナ		届出年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話	
		携帯電話	
		メール	
交通手段	電車・バス・普通自動車・自転車・その他（ ）		

校種・分野 (複数可)	小学校 ・ 中学校 ・ 教育支援センター								
活動希望内容 (複数可)	<input type="checkbox"/> 学習支援 <input type="checkbox"/> 学校生活支援 <input type="checkbox"/> 学校行事等支援 <input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する個別支援 <input type="checkbox"/> その他								
活動希望 時間帯 (希望する時間帯 に○、複数可)		月	火	水	木	金	土	日	活動希望日数
	午前								週 ・ 月 ・ 年 回程度
	午後								
希望地域 (複数可)	校区								
その他 本人希望欄	上記以外に希望・要望があればご記入ください。								

※ 太枠の欄と変更のある箇所のみご記入ください。

様式第3号（第6条関係）

瑞穂市退職教員ボランティア登録取消届

瑞穂市教育委員会 様

次のとおり、退職教員ボランティアの登録取消しを届け出ます。

フリガナ		届出年月日
氏名		年 月 日
取消日又は 取消予定日	年 月 日	

※ 差し支えない範囲でご記入ください。

取消理由	<input type="checkbox"/> 日程的に都合がつかなくなったから。 <input type="checkbox"/> 具体的な活動内容が予想と違ったから。 <input type="checkbox"/> 無給であるから。 <input type="checkbox"/> その他 具体的に ( )
今後の予定 (参考までに)	<input type="checkbox"/> 再任用教職員として勤務する。 <input type="checkbox"/> 他市町村の学校でボランティアをする。 <input type="checkbox"/> その他 具体的に ( )
その他	上記以外にご意見等があればご記入ください。





## 議案第 2 号

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市公民館条例施行規則（平成 1 5 年教育委員会規則第 1 8 号）の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

条文の一部に誤りがあったため、修正するもの。

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月24日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第1号

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市公民館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第8条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

瑞穂市公民館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 条例第11条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>略</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 条例第8条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>略</p>

## 意見聴取

瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について

瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和4年1月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

## 提案理由

瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定に向けて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

## 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市、市立学校その他関係する者の責務等を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する市立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 市立学校 瑞穂市立学校設置条例（平成15年瑞穂市条例第54号）第2条に規定する小学校及び同条例第3条に規定する中学校をいう。
- (4) 児童等 市立学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 児童等に対し親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) 関係機関等 児童等のいじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。
- (7) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

### (基本理念)

第3条 いじめは、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、市立学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがな

いよう、いじめの防止等のための対策は、いじめがいじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、市立学校、地域住民、家庭その他の関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市及び教育委員会の責務)

第5条 市及び教育委員会は、第3条の基本理念に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を講じなければならない。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第6条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念に基づき、当該市立学校に在籍する児童等の保護者及び関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 法第22条第3項の規定により、保護者は、市、教育委員会及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第8条 法第14条第1項の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を附属機関設置条例に定める。

(いじめ問題対策委員会)

第9条 法第14条第3項の規定により、協議会と連携し、地域におけるいじ

めの防止等のための対策を実効的に行うため、瑞穂市いじめ問題対策委員会を附属機関設置条例に定める。

(いじめ未然防止・対策委員会)

第10条 法第22条の規定により、市立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該市立学校にいじめ未然防止・対策委員会を置く。

(いじめ調査委員会)

第11条 法第30条第2項の規定による調査を行うため、瑞穂市いじめ調査委員会を附属機関設置条例に定める。

(重大事態への対処)

第12条 市立学校の校長は、当該市立学校に在籍する児童等に重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会にその旨を報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の場合又は児童等若しくは保護者から重大事態に該当する事実があったと申立てを受けた場合は、法第30条第1項の規定によりその旨を市長に報告するとともに、法第28条第1項の規定により当該重大事態に係る調査を開始するものとする。

3 教育委員会及び市立学校の校長は、法第28条第2項の規定により、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供する場合においては、当該重大事態に係る他の児童等その他の関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。

4 教育委員会は、重大事態に係る調査の結果を、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、教育委員会は、いじめを受けた児童等又はその保護者が当該重大事態に係るいじめを受けた児童等又はその保護者の所見を当該調査結果に添付することを希望するときは、当該所見を記載した文書の提供を受け、当該文書を調査結果の報告書に添付し、市長に送付するものとする。

5 市長は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、法第30条第2項の規定による調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供する場合においては、当該重大事態に係る他の児童等その他の関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。

(市立学校以外の学校等への協力要請)

第13条 市長及び教育委員会は、次に掲げる者に対し、いじめの防止等に必要な協力を求めることができる。

(1) 市立学校以外の学校の校長及び当該学校の設置者

(2) 前号に規定する学校並びにその設置者を所管する国及び地方公共団体（当該学校の設置者である場合を除く。）

(市長及び教育委員会の連携)

第14条 市長及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行うものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。